

役員・評議員・評議員選任解任委員 費用弁償規程

社会福祉法人グリーントープ

(目 的)

第1条 この規程は社会福祉法人グリーントープ（以下「法人」という。）の役員・評議員・評議員選任解任委員の費用の弁償に関する事項を定める。

(費用弁償)

第2条 役員が理事会、評議員が評議員会、評議員選任解任委員が評議員選任解任委員会及び、役員・評議員・評議員選任解任委員がその他の会議に出席するときは、その費用を弁償する。

2 費用弁償額は次のとおりとする。

理事会、評議員会、評議員選任解任委員会及びその他法人が必要と認めた会議
1日 5,000円

3 監事が監事監査に出席するときは、次のとおり費用を弁償する。

1日 5,000円

4 職員理事及び職員評議員選任解任委員が当該の会議に出席する場合は支給しない。

(改 正)

第3条 この規程の改正は、理事会の議決を得て改正する。

(附 則)

この規程は、平成28年12月15日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。